

## 川崎市告示第138号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を令和4年3月23日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和4年3月23日から令和4年4月6日まで一般の縦覧に供します。

令和4年3月23日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

整理番号	路線名	起 点		重要な経過地
		終	点	
1	上小田中第218号線	中原区 上小田中2丁目	705番 21先	
		中原区 上小田中2丁目	705番 1先	
2	神木本町第186号線	宮前区 神木本町3丁目	1926番 4先	
		宮前区 神木本町3丁目	1917番 7先	
3	初山第7号線	宮前区 初山1丁目	227番 55先	
		宮前区 初山1丁目	227番 50先	
4	菅生第836号線	宮前区 菅生1丁目	1909番 16先	
		宮前区 菅生1丁目	1909番 32先	
5	宿河原第299号線	多摩区 宿河原6丁目	793番 2先	
		多摩区 宿河原6丁目	793番 2先	
6	百合丘第53号線	麻生区 百合丘1丁目	7番 89先	
		麻生区 百合丘1丁目	7番 110先	
7	黒川第290号線	麻生区 黒川	4114番 先	
		麻生区 黒川	4177番 先	
8	黒川第291号線	麻生区 黒川	4130番 先	
		麻生区 黒川	4119番 先	
9	黒川第292号線	麻生区 黒川	4120番 先	
		麻生区 黒川	4156番 先	
10	黒川第293号線	麻生区 黒川	467番 先	
		麻生区 黒川	4155番 先	
11	黒川第294号線	麻生区 黒川	4129番 先	
		麻生区 黒川	4140番 先	
12	黒川第295号線	麻生区 黒川	4140番 先	
		麻生区 黒川	4151番 先	
13	黒川第296号線	麻生区 黒川	4187番 26先	
		麻生区 黒川	4156番 先	
14	黒川第297号線	麻生区 黒川	4127番 先	
		麻生区 黒川	4134番 先	
15	黒川第298号線	麻生区 黒川	4127番 先	
		麻生区 黒川	4132番 先	

## 川崎市告示第139号

市道路線廃止に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、一般の縦覧に供します。

令和4年3月23日

川崎市長 福田紀彦

整理番号	路線名	起 点		重要な経過地
		終	点	
16	中野島第120号線	多摩区 中野島2丁目	316番 1先	
		多摩区 中野島2丁目	318番 1先	

**川崎市告示第140号**

指定特定相談の事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第4項の規定により、指定特定相談事業の廃止の届出がありました

たので、同法第51条の30の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和4年3月24日

川崎市長 福田紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止年月日	事業所番号
社会福祉法人セイワ	社会福祉法人セイワ つばき寮計画相談事業所	川崎市麻生区 細山1209番地	計画相談支援	令和4年1月31日	1435600497
社会福祉法人セイワ	社会福祉法人セイワ しんゆり計画相談事業所	川崎市麻生区 上麻生3-22-12	計画相談支援	令和4年1月31日	1435600471
社会福祉法人セイワ	社会福祉法人セイワ みやうち計画相談事業所	川崎市中原区 宮内1-25-1	計画相談支援	令和4年1月31日	1435200801

**川崎市告示第141号**

指定障害児通所支援の事業の廃止について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援の事業の廃止

の届出がありましたので、同法第21条の5の25第2項の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和4年3月24日

川崎市長 福田紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止年月日	事業所番号
社会福祉法人 らぼおるの樹	児童発達支援事業所 ドナルド2	川崎市中原区下小田中 1丁目5番19号	児童発達支援	令和4年1月31日	1455200103
社会福祉法人 らぼおるの樹	児童発達支援事業所 ドナルド2	川崎市中原区下小田中 1丁目5番19号	放課後等 デイサービス	令和4年1月31日	1455200103

**川崎市告示第142号**

議決された予算の公表について

別紙の予算は、令和4年2月14日招集の令和4年第2回川崎市議会定例会において、令和4年3月18日に原案のとおり可決されましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により公表します。

令和4年3月24日

川崎市長 福田紀彦

- 令和4年度川崎市一般会計予算
- 令和4年度川崎市競輪事業特別会計予算
- 令和4年度川崎市卸売市場事業特別会計予算
- 令和4年度川崎市国民健康保険事業特別会計予算
- 令和4年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 令和4年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 令和4年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計予算
- 令和4年度川崎市介護保険事業特別会計予算
- 令和4年度川崎市港湾整備事業特別会計予算
- 令和4年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計予算
- 令和4年度川崎市墓地整備事業特別会計予算
- 令和4年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計予算
- 令和4年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算

- 令和4年度川崎市公債管理特別会計予算
- 令和4年度川崎市病院事業会計予算
- 令和4年度川崎市下水道事業会計予算
- 令和4年度川崎市水道事業会計予算
- 令和4年度川崎市工業用水道事業会計予算
- 令和4年度川崎市自動車運送事業会計予算
- 令和3年度川崎市一般会計補正予算
- 令和3年度川崎市競輪事業特別会計補正予算
- 令和3年度川崎市卸売市場事業特別会計補正予算
- 令和3年度川崎市国民健康保険事業特別会計補正予算
- 令和3年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算
- 令和3年度川崎市墓地整備事業特別会計補正予算
- 令和3年度川崎市下水道事業会計補正予算
- 令和4年度川崎市一般会計補正予算

## 令和4年度川崎市一般会計予算

令和4年度川崎市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

## (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 878,512,742 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

## (債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

## (地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

## (一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000,000 千円と定める。

## (歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 市	税	千円 367,066,832
	1 市民税	188,849,036
	2 固定資産税	181,361,701
	3 軽自動車税	999,391
	4 市たばこ税	9,319,500
	5 特別土地保有税	2
	6 人湯税	11,265
	7 事業所税	9,044,497
	8 都市計画税	27,481,440
2 地方譲与	税	3,490,346
	1 地方揮発油譲与税	1,067,139
	2 自動車重量譲与税	1,622,755
	3 地方道路譲与税	1
	4 森林環境譲与税	164,044
	5 特別とん譲与税	628,150
	6 航空機燃料譲与税	1
	7 石油ガス譲与税	8,256
3 利了割交付金		145,092
4 配当割交付金		145,092
	1 配当割交付金	1,739,160
5 株式等譲渡所得割交付金		1,739,160
	1 株式等譲渡所得割交付金	1,221,842
6 分譲課税所得割交付金		1,221,842
	1 株式等譲渡所得割交付金	368,318

場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年2月14日提出

川崎市長 福田 紀彦

款	項	金額
	1 国庫負担金	127,088,599
	2 国庫補助金	34,473,381
	3 委託金	494,508
18 県	支出金	40,119,371
	1 県負担金	27,203,192
	2 県補助金	9,614,844
	3 委託金	3,301,335
19 財産	収入	8,500,691
	1 財産運用収入	1,666,481
	2 財産売却収入	6,834,210
20 寄附	金	776,485
	1 寄附金	776,485
21 繰入	金	94,488,930
	1 基金繰入金	91,491,330
	2 特別会計繰入金	2,997,600
22 繰越	金	100,000
	1 繰越金	100,000
23 諸	取入	35,807,265
	1 延滞金及び加算金	219,977
	2 市預金利息	695
	3 貸付金元利取入	21,426,378
	4 取捨事業収入	4,098,433
	5 受託事業収入	667,480
	6 雑入	9,374,302
24 市	債	93,133,000
	1 市債	93,133,000
	合計	878,512,742

款	項	金額
	1 分離課税所得割交付金	368,318
7 法人事業税	交付金	3,060,325
	1 法人事業税交付金	3,060,325
8 地方消費税	交付金	32,460,743
	1 地方消費税交付金	32,460,743
9 ゴルフ場利用税	交付金	34,791
	1 ゴルフ場利用税交付金	34,791
10 環境性能割	交付金	1,015,498
	1 環境性能割交付金	1,015,498
11 軽油引取税	交付金	3,869,554
	1 軽油引取税交付金	3,869,554
12 地方特例	交付金	2,186,975
	1 地方特例交付金	2,186,974
	2 新型コロナウイルス感染症対策 取捨特別交付金	1
13 地方交付	税	388,252
	1 地方交付税	388,252
14 交通安全	対策特別交付金	318,633
	1 交通安全対策特別交付金	318,633
15 分担金	及び負担金	9,068,975
	1 負担金	9,068,975
16 使用料	及び手数料	17,095,170
	1 使用料	12,521,035
	2 手数料	4,574,141
17 国庫	支出金	162,056,488

款	項	金額
6 環境費	10 保健所費	34,957
	11 看護大学費	627,554
	12 施設整備費	2,854,146
	1 環境管理費	38,748,892
	2 公害対策費	2,051,411
	3 ごみ処理費	907,731
	4 し尿処理費	13,115,535
	5 施設費	608,706
		22,065,509
		24,689,203
	7 経済労働費	
	1 産業経済費	987,040
2 商工業費	699,176	
3 中小企業支援費	22,194,566	
4 農業費	261,255	
5 労政費	547,166	
	27,077,150	
8 建設緑政費		
1 建設緑政管理費	2,721,099	
2 道路橋りょう費	9,752,857	
3 街路事業費	7,615,727	
4 広域道路費	66,939	
5 河川費	3,392,548	
6 緑化費	307,403	
7 自然保護対策費	696,184	
8 公園費	2,524,405	
	11,431,050	
9 港湾費		
1 港湾管理費	3,493,116	
2 港湾建設費	7,937,934	

款	項	金額
1 議会費	1 議会費	1,696,516
2 総務費		1,696,516
		89,350,595
1 職員管理費	1 職員管理費	32,378,519
2 総務管理費	2 総務管理費	47,164,750
3 危機管理費	3 危機管理費	878,295
4 臨海部国際戦略費	4 臨海部国際戦略費	1,326,112
5 徴税費	5 徴税費	6,486,052
6 選挙費	6 選挙費	722,265
7 統計調査費	7 統計調査費	111,255
8 人事委員会費	8 人事委員会費	119,074
9 監査費	9 監査費	164,273
		8,982,548
3 市民文化費		8,982,548
1 市民文化費	1 市民文化費	134,663,114
4 こども未来費		46,859,786
1 こども青少年費	1 こども青少年費	46,859,786
2 こども支援費	2 こども支援費	87,793,328
		179,481,535
5 健康福祉費		179,481,535
1 健康福祉費	1 健康福祉費	9,555,564
2 社会福祉費	2 社会福祉費	1,161,616
3 生活保護費	3 生活保護費	59,028,608
4 老人福祉費	4 老人福祉費	21,611,647
5 障害者福祉費	5 障害者福祉費	53,563,340
6 国民年金費	6 国民年金費	347,087
7 公衆衛生費	7 公衆衛生費	27,608,029
8 公営保健費	8 公営保健費	1,974,109
9 保健衛生施設費	9 保健衛生施設費	1,114,878

第2表 債務負担行為

事項	項目	期間	限度額 千円
議会設備等整備事業費	S D G sポータルサイト運営事業費	令和4年度から	158,133
		令和5年度まで	
第3庁舎改修事業費	新本庁舎管理経費	令和5年度から	812,167
		令和6年度まで	423,363
新本庁舎等移転関連事業費	新本庁舎整備関連委託経費(その2)	令和4年度から	670,096
		令和5年度まで	43,086
新本庁舎付随施設整備事業費	新本庁舎什器等整備経費	令和4年度から	979,652
		令和6年度まで	1,665,627
磁気テープ等の保管集配業務委託経費	システム標準化一括管理事業費	令和5年度から	25
		令和7年度まで	47,124
川崎市 i D C 委託経費	ふるさと納税業務委託経費	令和5年度から	709,281
		令和9年度まで	1,019,855
令和4年度公共建築物寿命化対策事業費	公共建築物防災対策事業費	令和5年度から	887,184
		令和7年度まで	31,759
防災システム機器新庁舎移設業務委託経費		令和5年度から	17,962
		令和9年度まで	

款	項	金額 千円
10 まちづくり費	1 まちづくり管理費	21,124,972
	2 計画費	551,175
	3 整備事業費	530,891
	4 建築管理費	9,114,882
	5 住宅費	1,356,857
11 区役所費		9,569,167
		18,168,943
12 消防費	1 区政振興費	13,520,827
	2 戸籍住民基本台帳費	4,648,116
13 教育費	1 消防費	17,141,035
	2 教育総務費	17,141,085
	3 小学校費	111,715,440
	4 中学校費	36,691,179
	5 高等学校費	27,321,909
	6 特別支援教育費	13,187,195
	7 社会教育費	3,579,908
	8 体育保健費	2,770,931
14 公債費	1 社会教育費	3,391,785
	2 体育保健費	12,080,283
15 諸支出名	1 教育施設費	12,092,250
	1 公債費	72,960,596
16 予備費	1 公債費	72,960,596
	1 繰出金	120,591,153
歳出	1 繰出金	120,591,153
	1 予備費	700,000
歳出	合計	700,000
	合計	878,512,742

事 項	期 間	限 度 額 千円
市民ミュージアム運営事業費	令和5年度から 令和12年度まで	771,120
スポーツ施設整備事業費	令和5年度	125,381
社会的養護自立支援事業実施委託経費	令和5年度	25,372
里親支援機関事業実施委託経費	令和5年度	71,407
令和4年度民間児童福祉施設整備に係る 金融機関からの借入金への返済補助金	令和5年度から 令和34年度まで	133,908
民間保育所整備事業費(その2)	令和4年度から 令和5年度まで	1,080,639
公立保育所整備事業費	令和4年度から 令和6年度まで	1,918,099
ひとり親家庭等学習支援・ 居場所づくり事業費	令和5年度から 令和6年度まで	118,218
福祉事業関連連帳票印刷・ 封入封緘業務委託経費(その2)	令和5年度から 令和7年度まで	109,328
ホームレス自立支援センター事業費	令和5年度から 令和6年度まで	240,516
生活保護世帯等学習支援事業費	令和5年度から 令和6年度まで	207,308
生活保護受給者金銭 管理等支援事業費	令和5年度から 令和6年度まで	137,104
認知症にやさしいまちづくり事業費	令和5年度から 令和6年度まで	6,600
地域密着型サービス整備費補助金	令和4年度から 令和5年度まで	65,000
令和4年度度民間特別養護 老人ホーム整備事業費	令和4年度から 令和6年度まで	250,000

事 項	期 間	限 度 額 千円
防災行政無線移設委託経費	令和5年度	229,684
令和4年度川崎臨海部投資促進事業費	令和4年度から 令和17年度まで	2,630,060
課税事務及び証明窓口 事務等委託経費	令和5年度	16,438
納税通知書等印刷・製本 封入封緘業務委託経費	令和4年度から 令和5年度まで	55,995
陸地割合計測ソフトウェア保守委託経費	令和5年度から 令和8年度まで	6,752
住民税関連システム 保守委託経費	令和5年度から 令和6年度まで	1,026
預金データベースシステム 運用保守委託経費	令和5年度	3,947
市県民税税額決定通知等 印字・封入封緘業務委託経費	令和4年度から 令和5年度まで	30,782
電子計算機入力データ穿孔業務委託経費	令和4年度から 令和5年度まで	21,224
市税コールセンター運営事業費(その2)	令和5年度から 令和7年度まで	124,479
市税収納代行業務委託経費	令和5年度から 令和7年度まで	225,497
公共施設利用予約システム 外部委託推進事業費(その2)	令和5年度から 令和8年度まで	465,912
市民相談業務委託経費	令和5年度から 令和8年度まで	136,896
小黒恵子童話記念館 管理運営費補助金	令和5年度から 令和8年度まで	116,964

事 項	期 間	限 度 額 千円
浮島処理センター整備事業費(その2)	令和4年度から 令和5年度まで	90,000
橋処理センター整備事業費(その2)	令和5年度	416,474
堤根処理センター敷地費	令和5年度	24,200
土壌調査委託経費		
堤根処理センター環境影響	令和4年度から 令和6年度まで	27,524
評価業務等委託経費	令和6年度まで	
余熱利用施設整備調査業務経費	令和5年度	28,798
余熱利用施設整備備	令和5年度から	36,500
調査業務経費(その2)	令和6年度まで	
消費生活相談事業費	令和5年度から	142,000
	令和6年度まで	
創業者育成プログラム事業委託経費	令和5年度	8,000
令和4年度がらんばるものづくり	令和4年度から	60,000
企業機業環境整備助成事業費	令和6年度まで	
ESGファインナインズ促進事業費	令和5年度	12,500
新型コロナウイルス感染症	令和5年度から	2,869,171
対応資金利子補給金	令和6年度まで	
労働会館・教育文化会館	令和4年度から	4,965,000
再編整備事業費	令和6年度まで	
設計積算システム等リース経費	令和4年度から	17,580
	令和10年度まで	
主要地方道鶴見溝ノ口線整備事業費	令和5年度	140,879
塩浜陸橋耐震対策事業費	令和5年度から	570,000
	令和7年度まで	
登戸陸橋耐震対策事業費	令和5年度から	1,470,000
	令和6年度まで	

事 項	期 間	限 度 額 千円
障害者虐待通報ダイヤル委託経費	令和5年度から 令和6年度まで	10,782
障害者福祉バス運行事業費	令和4年度から 令和5年度まで	35,000
社会福祉施設大規模修繕事業費	令和5年度	612,750
多摩区障害者通所施設整備事業費	令和5年度	263,773
環境学習施設運営管理事業費	令和4年度から 令和7年度まで	128,115
環境配慮技術導入事業費(ESCO事業)(その3)	令和5年度から 令和9年度まで	24,871
空き瓶分別収集運搬業務経費	令和4年度から 令和9年度まで	2,735,005
空き缶・ペットボトル分別収集運搬業務経費(南部)	令和4年度から 令和9年度まで	1,099,345
ごみ収集車両整備事業費	令和4年度から 令和5年度まで	146,701
浮島処理センター夜間運転	令和4年度から 令和7年度まで	528,456
監視等業務委託経費	令和4年度から 令和7年度まで	413,946
焼却場通正搬入等管理業務委託経費	令和7年度まで	
橋処理センター資源化処理施設	令和4年度から 令和7年度まで	446,787
運営管理等業務経費	令和7年度まで	
橋処理センター資源化処理施設	令和4年度から 令和5年度まで	26,496
ミックスバスター運搬業務委託経費	令和5年度まで	
浄化槽清掃車両整備事業費	令和4年度から 令和5年度まで	21,242

事	項	期	間	限	額
南武線下河原踏切拡幅整備事業費		令和4年度から 令和5年度まで		千円	202,696
小杉駅周辺交通機能整備事業費		令和5年度から 令和6年度まで			1,673,886
市営住宅長寿命化改善事業費		令和5年度			919,885
令和4年度公営住宅整備事業費		令和5年度			786,759
川崎区・支所機能再編整備事業費		令和5年度			525,200
郵送請求事務事業実施委託経費		令和5年度から 令和6年度まで			133,742
海外帰国・外国人児童生徒日本語指導初期支援等業務委託経費		令和5年度			83,182
学習履歴活用事業費		令和5年度から 令和6年度まで			19,536
橋樹官衙遺跡群保存整備事業費		令和5年度			122,142
新図書館システム開発事業費		令和5年度から 令和10年度まで			450,978
メガスタ一運営経費		令和5年度			5,000
日本民家園施設整備事業費		令和5年度から 令和6年度まで			289,303
学校給食費公会計化事業費		令和4年度から 令和5年度まで			4,840
令和4年度校舎建築事業費		令和5年度から 令和6年度まで			3,444,535
義務教育施設設備修繕費		令和4年度から 令和5年度まで			20,000
校内LAN整備事業費		令和4年度から 令和5年度まで			3,000

事	項	期	間	限	額
都市計画道路菊箱小田中線整備事業費(その2)		令和5年度		千円	130,143
都市計画道路宮内新横浜線(宮内)整備事業費		令和5年度			260,159
都市計画道路菅早野線(下麻生)整備事業費		令和4年度から 令和5年度まで			28,000
JRN南武線連続立体交差事業費		令和5年度			418,106
五反田川放水路設備等整備事業費(その3)		令和5年度			749,994
平瀬川護岸改修事業費		令和5年度			255,550
夢見ヶ崎動物公園管理事務所等整備事業費		令和5年度			155,715
富士見公園再編整備事業費		令和5年度から 令和8年度まで			5,124,562
公園利便施設改修経費		令和4年度から 令和5年度まで			4,785
等々力緑地再編整備事業費		令和4年度から 令和34年度まで			63,824,172
港灣施設改良事業費		令和5年度			259,558
臨港道路東扇島水江町線直轄工事負担金(その3)		令和5年度			50,000
ホームドア等整備費補助金		令和4年度から 令和5年度まで			60,000
都市機能等立地適正化事業費		令和5年度から 令和6年度まで			17,006
登戸・向ヶ丘遊園駅前広場整備事業費		令和5年度			15,056

第 3 表 地 方 債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
一般管理事業 本庁舎等建替事業 資産マネジメント事業 災害情報機器整備事業	432,000 31,859,000 2,377,000 66,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちよくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができ。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れする資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から30か月以内(据置期間を含む。)に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができ。
災害援護資金貸付事業	1,000	政府資金から普通貸借による。	無利子	災害市慰金の支給等に関する法律に定めるところにより償還する。
臨海部国際戦略事業	276,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。起債の時期は当該年度とする。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れする資金については、利率の見	借入れの日から30か月以内(据置期間を含む。)に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の

事項	項目	期 間	限 度 額 千円
令和4年度学校施設 長期保全計画推進事業費	学校施設	令和5年度から 令和7年度まで	724,727
特別支援学校施設整備事業費	事業費	令和5年度	100,925
社会教育施設再整備事業費	事業費	令和4年度から 令和5年度まで	34,848
八ヶ岳少年自然の家整備事業費	事業費	令和4年度から 令和5年度まで	25,000
令和4年度公共施設 管理運営事業費	公共施設	令和5年度から 令和8年度まで	1,684,521
令和4年度家屋等リース経費	リース経費	令和4年度から 令和12年度まで	285,090
令和4年度土地借上料	土地借上料	令和5年度から 令和48年度まで	1,189,203
公共施設維持補修工事等経費	工事等経費	令和4年度から 令和5年度まで	210,000
公共用地の取得 (川崎市土地開発公社分)	取得	令和4年度から 令和13年度まで	2,511,000
川崎市土地開発公社の 事業資金借入れに伴う金融機関 等に対する債務保証	公社の 金融機関 債務保証	令和4年度から 債務消滅時まで	元金 1,501,000 及びこれに対する 利子相当額
地方債証券の共同発行 によつて生ずる連帯債務	共同発行 連帯債務	令和4年度から 債務消滅時まで	元金 1,184,000,000 及びこれに対する 利子相当額

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
施設建設事業	千円 820,000	同上	同上	同上
小計	2,602,000			
再生可能エネルギー推進事業	366,000	同上	同上	同上
ごみ運搬車両等整備事業	267,000			
し尿運搬車両整備事業	31,000			
廃棄物処理施設等整備事業	17,577,000			
小計	18,241,000			
農地整備事業	15,000	同上	同上	同上
農業技術支援事業	21,000			
雇用労働福祉事業	37,000			
小計	73,000			
安全施設整備事業	1,367,000	同上	同上	同上
道路整備事業	2,525,000			
橋りょう架設改良事業	1,689,000			
自転車対策事業	178,000			
街路事業	2,842,000			
連続立体交差事業	934,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円	ただし、事業進ちよくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することとする。	直しを行った後においては、当該直し後の年度における利率とする。	範囲内で借換えすることができる。
小計	35,011,000			
市民文化総務事業	47,000	同上	同上	同上
人権・男女共同参画事業	4,000			
文化振興事業	167,000			
スポーツ推進事業	669,000			
小計	887,000			
青少年事業	21,000	同上	同上	同上
こども支援事業	1,071,000			
保育事業	647,000			
小計	1,739,000			
老人福祉総務事業	484,000	同上	同上	同上
施設整備事業	1,298,000			

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公営住宅整備事業	千円 2,622,000	同 上	同 上	同 上
住宅関連整備事業	116,000			
小 計	7,777,000			
区役所施設整備事業	186,000	同 上	同 上	同 上
消防施設整備事業	1,370,000	同 上	同 上	同 上
義務教育施設整備事業	3,714,000	同 上	同 上	同 上
高等学校施設整備事業	1,565,000			
社会教育施設整備事業	832,000			
小 計	6,111,000			
合 計	93,133,000			

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
河川整備事業	千円 1,866,000	同 上	同 上	同 上
自然保護対策事業	335,000			
公園緑地施設整備事業	839,000			
霊園整備事業	111,000			
多摩川施策推進整備事業	23,000			
小 計	12,709,000			
港湾振興会館事業	55,000	同 上	同 上	同 上
浮島理立事業	551,000			
港湾改修事業	721,000			
港湾改良事業	492,000			
港湾工事負担金	4,608,000			
小 計	6,427,000			
土地区画整理事業	4,397,000	同 上	同 上	同 上
京急川崎駅周辺地区整備事業	130,000			
駅施設関連事業	468,000			
市営四方橋住宅跡地周辺整備事業	2,000			
開発行為指導対策事業	42,000			

令和4年度川崎市競輪事業特別会計予算

令和4年度川崎市の競輪事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23,433,138千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和4年2月14日提出

川崎市長 福田紀彦

競輪事業特別会計

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
ロードケース置場新築事業費	令和5年度	57,157 千円
バンク改修整備事業費	令和5年度	366,424

競輪事業特別会計

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入 款	項	金 額
1 競輪事業収入		22,750,649 千円
2 繰入金	1 事業収入	22,750,649
		482,489
3 繰上金	1 基金繰入金	482,489
		200,000
	1 繰越金	200,000
歳入合計		23,433,138

歳 出

歳 出 款	項	金 額
1 競輪事業費		23,079,710 千円
	1 競輪事務費	190,710
	2 競輪開催費	22,407,782
	3 競輪場整備費	481,218
2 諸支出金		130,001
	1 繰上金	130,000
	2 納付金	1
3 予備費		223,427
	1 予備費	223,427
歳出合計		23,433,138

令和4年度川崎市卸売市場事業特別会計予算

令和4年度川崎市の卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,182,793千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

- 第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和4年 2月14日提出

川崎市長 福田 紀彦

卸売市場事業特別会計

歳 出

款	項	金 額
1 卸売市場事業費		1,692,702
	1 運 営 費	871,640
2 公 債 費	2 施 設 整 備 費	821,062
	1 公 債 費	485,091
3 予 備 費		485,091
	1 予 備 費	5,000
歳 出 合 計		2,182,793

第1表 歳入歳出予算

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		818,099
	1 使 用 料	818,098
2 財 産 取 入	2 手 数 料	1
	1 財 産 取 入	31,949
3 繰 入 金	1 財 産 売 払 取 入	2
	2 財 産 貸 付 取 入	31,947
4 繰 越 金		385,013
	1 繰 入 金	385,013
5 諸 取 入		1
	1 繰 越 金	1
6 市 債		229,731
	1 延 滞 金 及 び 加 算 金	1
	2 雑 入	229,730
	1 市 債	718,000
歳 入 合 計		2,182,793

卸売市場事業特別会計

御売市場事業特別会計

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
北 部 市 場 施設整備事業	千円 531,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進捗によりまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該年度における利率とする。	借入れの日から30カ月以内(据置期間を含む。)に償還する。ただし、市財政上の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができ。
南 部 市 場 施設整備事業	187,000			
合 計	718,000			

令和4年度川崎市国民健康保険事業特別会計予算

令和4年度川崎市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ122,750,887千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和4年 2月14日提出

川崎市長 福田紀彦

国民健康保険事業特別会計

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 3,666,495
	1 総務管理費	3,302,881
	2 保険料徴収費	336,374
	3 運営協議会費	311
	4 広報普及費	26,929
2 保険給付費		79,410,354
	1 保険給付費	79,410,354
3 国民健康保険事業費納付金		38,558,944
	1 医療給付費分納付金	26,229,123
	2 後期高齢者支援金等分納付金	8,616,894
	3 介護納付金分納付金	3,712,927
4 保健事業費		763,419
	1 保健事業費	763,419
5 諸支出金		225,793
	1 負担金及び分担金	35,341
	2 償還金利子及び還付加算金	190,450
	3 延滞金	1
	4 国庫負担金等返還金	1
6 基金積立金		25,882
	1 基金積立金	25,882
7 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳出	合計	122,750,887

国民健康保険事業特別会計

第1表 歳入歳出予算

款	項	金 額
1 国民健康保険料		千円 29,043,874
	1 保険料	29,043,874
2 負担金		1
	1 一部負担金	1
3 国庫支出金		1,961
	1 国庫補助金	1,961
4 県支出金		80,388,130
	1 県補助金	80,388,129
	2 財政安定化基金支出金	1
5 財産取入		25,881
	1 財産運用取入	25,881
6 繰入金		12,907,884
	1 繰入金	11,884,843
	2 基金繰入金	1,023,041
7 繰越金		1
8 諸取入		383,155
	1 延滞金・加算金及び通料	131,684
	2 雑入	251,471
歳入	合計	122,750,887

国民健康保険事業特別会計

第2表 債務負担行為

事	項	期	間	限	度	額
国民健康保険システム及び後期高齢者システム開発・運用等委託経費	賦課・徴収事務実施委託経費	令和5年度から	令和6年度まで			2,141,161
		令和4年度から	令和5年度まで			44,464

令和4年度川崎市母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和4年度川崎市の母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ303,957千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

- 第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和4年2月14日提出

川崎市長 福田紀彦

母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	千円 52,498	政府資金から普通貸借による。	無利子	母子及び父子並びに寡婦福祉法に定めるところにより償還する。

母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1	繰入金		千円 42,701
		1 繰入金	42,701
2	繰越金		30
		1 繰越金	30
3	諸取入		208,728
		1 貸付金元利収入	208,707
		2 雑収入	21
4	市債		52,498
		1 市債	52,498
	歳入	合計	303,957

歳出

歳出	款	項	金額
1	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		千円 303,957
		1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	303,957
	歳出	合計	303,957

令和4年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和4年度川崎市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18,982,095千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和4年 2月14日提出

川崎市長 福田 紀彦

後期高齢者医療事業特別会計

第1表 歳入歳出予算

歳 入	款	項	金 額
1	後期高齢者医療保険料		15,917,438 千円
2	国庫支出金		15,917,438
		1 国庫補助金	1
3	繰入金		2,967,961
		1 一般会計繰入金	2,967,961
4	繰越金		2
		1 繰越金	2
5	諸収入		96,593
		1 延滞金・加算金及び 返料	3,183
		2 償還金及び還付加算 金	37,528
		3 雑収入	55,982
	歳 入	合 計	18,982,095

後期高齢者医療事業特別会計

歳 出

款	項	金 額	
1	総務費	763,431 千円	
	1 総務管理費	694,415	
	2 徴収	69,016	
2	後期高齢者医療広域 連合納付金	18,171,134	
	1 後期高齢者医療広域 連合納付金	18,171,134	
3	諸支出金	37,530	
	1 償還金及び還付加算 金	37,530	
4	予備費	10,000	
	1 予備費	10,000	
	歳 出	合 計	18,982,095

後期高齢者医療事業特別会計

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険システム及び後期高齢者システム開発・運用等委託経費	令和5年度から 令和6年度まで	千円 919,854

令和4年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計予算

令和4年度川崎市の公害健康被害補償事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ70,792千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和4年 2月14日提出

川崎市長 福田 紀彦

公営健康被害補償事業特別会計

第1表 歳入歳出予算

歳 入	款	項	金 額
1	分 担 金 及 び 負 担 金		26,940 千円
2	財 産 取 入	1 負 担 金	26,940
			1,430
3	繰 入 金	1 財 産 運 用 取 入	1,430
			27,394
		1 基 金 繰 入 金	16,031
4	繰 越 金	2 一 般 会 計 繰 入 金	11,363
			15,028
	歳 入	合 計	70,792

歳 出	款	項	金 額
1	公 営 健 康 被 害 補 償 事 業 費		70,792 千円
		1 公 営 健 康 被 害 補 償 事 業 費	70,792
	歳 出	合 計	70,792

令和4年度川崎市介護保険事業特別会計予算

令和4年度川崎市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ108,649,497千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和4年2月14日提出

川崎市長 福田紀彦

介護保険事業特別会計

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1	介護保険料		23,505,931 千円
2	使用料及び手数料	1 保険料	23,505,931
		1 手数料	31,889
3	国庫支出金		23,536,595
		1 国庫負担金	18,459,039
		2 国庫補助金	5,077,556
4	県支出金		15,169,626
		1 県負担金	14,411,903
		2 県補助金	757,721
		3 財政安定化基金支出金	2
5	財産収入		35,234
		1 財産運用収入	35,234
6	支払基金交付金		28,037,255
		1 支払基金交付金	28,037,255
7	寄附金		1
		1 寄附金	1
8	繰入金		18,280,683
		1 一般会計繰入金	17,132,961
		2 基金繰入金	1,147,722
9	繰越金		1
		1 繰越金	1
10	諸収入		52,182
		1 延滞金・加算金及び過料	2

介護保険事業特別会計

款	項	金額
	2 繰入金	52,180 千円
	歳入合計	108,649,497

介護保険事業特別会計

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		2,487,534
2 保 険 給 付 費	1 総 務 管 理 費	2,487,534
	1 保 険 給 付 費	101,146,930
3 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金		1
4 地 域 支 援 事 業 費	1 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1
		4,889,033
	1 地 域 支 援 事 業 費	4,889,033
5 諸 支 出 金		70,764
	1 還 付 金	52,893
	2 延 滞 金	1
	3 繰 出 金	17,870
6 基 金 積 立 金		35,235
	1 基 金 積 立 金	35,235
7 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出 合 計		108,649,497

令和4年度川崎市港湾整備事業特別会計予算

令和4年度川崎市の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,888,201千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

令和4年 2月14日提出

川崎市長 福田紀彦

港湾整備事業特別会計

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
			千円
1	使用料及び手数料	1 使用料	458,991
		2 手数料	458,988
2	県文出金	1 委託金	565
			565
3	財産取入	1 財産運用取入	1,174,761
		2 財産売却取入	1,174,760
4	繰入金		2,265,719
5	繰越金	1 基金繰入金	2,265,719
		1 繰越金	1
6	諸取入	1 延滞金及び加算金	339,164
		2 貸付金元利取入	29,601
		3 雑入	309,562
7	市債	1 市債	649,000
		1 市債	649,000
	歳入	合計	4,888,201

港湾整備事業特別会計

歳出

款	項	金額	
		千円	
1	港湾整備事業費	1 運営費	3,859,750
		2 整備費	397,748
2	諸支出名	1 積立金	3,462,002
		2 繰出金	817,831
3	公債費	1 積立金	72,567
		2 繰出金	745,264
4	予備費	1 公債費	209,620
		1 予備費	209,620
	歳出	合計	1,000
			1,000
			4,888,201

港湾整備事業特別会計

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額 千円
東 扇 島 コ ン テ ナ タ ナ ミ ナ ル 整 備 事 業 費 ( そ の 2 )	令 和 5 年 度	336,652

第 3 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
東 扇 島 コ ン テ ナ 機 能 施 設 整 備 事 業	649,000	政 府 資 金、銀 行 そ の 他 か ら 普 通 貸 借 ま た は 証 券 発 行 (他 の 地 方 公 共 団 体 と の 共 同 発 行 を 含 む。) に よ り 起 債 の 時 期 は 当 該 年 度 と す る。た だ し、事 業 進 ち よ く ま た は 財 政 そ の 他 の 都 合 に よ り、全 部 ま た は 一 部 を 翌 年 度 へ 繰 越 し て 起 債 す る こ と が で き る。	年 5.0% 以 下 た だ し、利 率 見 直 し 方 式 で 借 り 入 れ る 資 金 に つ い て、利 率 の 見 直 し を 行 っ た 後 に お い て は、当 該 見 直 し 後 の 年 度 に お け る 利 率 と す る。	借 入 れ の 日 か ら 40 年 以 内 (据 置 期 間 を 含 む。) に 償 還 す る。た だ し、市 財 政 の 都 合 に よ り 繰 上 償 還、償 還 年 限 の 短 縮 ま た は 本 議 決 の 範 圍 内 で 借 換 え す る こ と が で き る。

令和4年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計予算

令和4年度川崎市の勤労者福祉共済事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ106,531千円と定める。  
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができ得る事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和4年 2月14日提出

川崎市長 福田紀彦

勤労者福祉共済事業特別会計

第2表 債務負担行為

事	項	期	間	限	額
勤労者福祉共済事業特別会計 受付処理業務委託経費	勤労者福祉共済事業特別会計 受付処理業務委託経費	令和5年度から	令和6年度まで		千円 18,522
		令和5年度から	令和6年度まで		96,480

勤労者福祉共済事業特別会計

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1	共済掛金収入		千円 71,065
		1 共済掛金収入	71,065
2	財産収入		652
		1 財産運用収入	652
3	繰入金		27,908
		1 基金繰入金	4,975
		2 一般会計繰入金	22,933
4	繰越金		100
		1 繰越金	100
5	諸収入		6,806
		1 貸付金元利収入	5,000
		2 雑収入	1,806
	歳入合計		106,531

歳出

款	項	金額
1	勤労者福祉共済事業費	千円 105,531
	1 勤労者福祉共済事業費	105,531
2	予備費	1,000
	1 予備費	1,000
	歳出合計	106,531

令和4年度川崎市墓地整備事業特別会計予算

令和4年度川崎市の墓地整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ373,051千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和4年2月14日提出

川崎市長 福田 紀彦

墓地整備事業特別会計

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
	1 使用料及び手数料		千円 369,940
		1 使用料	369,940
	2 財産収入		3,108
		1 財産運用収入	3,108
	3 繰入金		1
		1 繰入金	1
	4 繰越金		1
		1 繰越金	1
	5 諸収入		1
		1 雑収入	1
	歳入	合計	373,051

令和4年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計予算

令和4年度川崎市の生田緑地ゴルフ場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 390,095千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和4年 2月14日提出

川崎市長 福田紀彦

歳出

歳出	款	項	金額
	1 墓地整備事業費		千円 344,466
		1 墓地整備事業費	344,466
	2 公債費		18,585
		1 公債費	18,585
	3 予備費		10,000
		1 予備費	10,000
	歳出	合計	373,051

生田緑地ゴルフ場事業特別会計

第1表 歳入歳出予算

歳 入	款	項	金 額
1	繰 越 金		千円 1
		1 繰 越 金	1
2	諸 収 入		390,094
		1 雑 入	390,094
	歳 入	合 計	390,095

令和4年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算

令和4年度川崎市の公共用地先行取得等事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,568,589千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
- (地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和4年2月14日提出

川崎市長 福田紀彦

歳 出	款	項	金 額
1	ゴルフ場事業費		千円 81,018
		1 ゴルフ場事業費	81,018
2	公 債 費		47,437
		1 公 債 費	47,437
3	諸 支 出 金		259,740
		1 繰 出 金	259,740
4	予 備 費		1,000
		1 予 備 費	1,000
	歳 出	合 計	390,095

公共用地先行取得等事業特別会計

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額	千円
1	使用材料及び手数料			1
	1	于敷料		1
2	財産収入		355	
	1	財産運用収入	355	
3	繰入金		467,661	
	1	基金繰入金	174,726	
	2	他会計繰入金	292,935	
4	繰越金			1
	1	繰越金		1
5	諸収入		571	
	1	雑収入	571	
6	市債		1,100,000	
	1	市債	1,100,000	
	歳入	合計	1,568,589	

公共用地先行取得等事業特別会計

歳出

款	項	金額	千円
1	公共用地先行取得等事業費	1,379,221	
	1	公共用地先行取得等事業費	1,379,221
2	公債費	9,642	
	1	公債費	9,642
3	諸支出金	174,726	
	1	繰出金	174,726
4	予備費	5,000	
	1	予備費	5,000
	歳出	合計	1,568,589

公共用地先行取得等事業特別会計

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
用地先行取得事業	千円 1,100,000	政府資金、銀行その他のから普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業連ちよくまは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から10か月以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができるとする。

令和4年度川崎市公債管理特別会計予算

令和4年度川崎市の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ172,385,433千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和4年 2月14日提出

川崎市長 福田 紀彦

公債管理特別会計

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	千円 25,762,000	銀行その他から普通借入または証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。起債の時期は当該年度とする。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該年度における利率とする。	借入れの日から25か年以内(据置期間を含む。)に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができるとする。

公債管理特別会計

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1	財産取入金		千円 1,764,229
2	繰入金	1 財産運用収入	1,764,229
		1 基金繰入金	144,859,203
		2 他会計繰入金	25,222,321
3	繰越金		119,635,682
		1 繰越金	1
4	市債		25,762,000
		1 借換債	25,762,000
	歳入	合計	172,385,433

歳出

歳出	款	項	金額
1	公債費		千円 169,524,983
		1 公債費	169,524,983
2	諸支出名		2,858,450
		1 繰出金	2,858,450
3	予備費		2,000
		1 予備費	2,000
	歳出	合計	172,385,433

令和4年度 川崎市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度川崎市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数、年間患者数及び1日平均患者数

ア 病床数(許可)	川崎病院	井田病院	多摩病院
一般病床	663床	343床	376床
精神病床	38床	—	—
感染症病床	12床	—	—
結核病床	—	40床	—
合 計	713床	383床	376床
イ 年間患者数			
入 院	397,091人	109,135人	110,194人
外 来	637,816人	153,090人	218,484人
ウ 1日平均患者数			
入 院	487人	299人	302人
外 来	1,096人	630人	812人

(2) 主要な建設改良事業

ア 病院施設整備事業	267,816千円
イ 施設改良工事	812,398千円
ウ 医療器械整備事業	501,769千円
エ 資産購入費	101,949千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	
第1款 病院事業収益	36,230,541千円
第1項 医業収益	29,854,762千円
第2項 医業外収益	5,466,799千円
第3項 特別利益	908,980千円

支出

第1款 病院事業費用	37,148,697千円
第1項 医業費用	36,082,213千円
第2項 医業外費用	884,477千円
第3項 特別損失	172,007千円
第4項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,866,879千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額9,448千円並びに過年度分及び当年度分損益勘定留保資金1,857,431千円で補てんするものとする。)

収入	
第1款 病院事業資本的収入	3,585,973千円
第1項 企業債	1,510,200千円
第2項 固定資産売却代金	2千円
第3項 補助金	2千円
第4項 寄附金	2千円
第5項 負担金	2,075,767千円

支出

第1款 病院事業資本的支出	5,452,852千円
第1項 建設改良費	1,683,962千円
第2項 企業債償還金	3,768,890千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
令和4年度医療器械保守業務経費	令和5年度から令和9年度まで	78,573千円
川崎病院 エネルギーマーサーブ導入支援業務経費	令和5年度	12,000千円
井田病院 LED化ESCO事業経費	令和5年度から令和7年度まで	8,550千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
1 病院事業	千円 1,510,200	政府資金、銀行その他から普通貸借または社券発行人(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による起債の時期は当該年度とする。また、事業連ちよく、または財政その他の割合により、年度へ繰越して起債することができる。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れ資金については、利率の見直しを行った後に、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から30年以内(据置期間を含む。)に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で償還することができる。

令和4年度 川崎市下水道事業会計予算

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、11,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

(1) 職員給与費 17,104,839千円

(2) 交際費 2,104千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、7,622,263千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1 取得する資産 器械 備品 血管造影X線診断装置  
種類 名称 数量  
1式

令和4年2月14日提出

川崎市長 福田紀彦

(総則)

第1条 令和4年度川崎市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理面積 10,719ヘクタール

(2) 水洗化助成戸数 30戸

(3) 主要な建設改良事業 下水幹枝線、ポンプ場及び水処理センター等整備事業 22,222,162千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益 44,949,972千円

第1項 営業収益 36,263,397千円

第2項 営業外収益 8,048,347千円

第3項 特別利益 638,228千円

支 出

第1款 下水道事業費用 41,531,976千円

第1項 営業費用 39,060,212千円

第2項 営業外費用 2,417,129千円

第3項 特別損失 34,635千円

第4項 予備費 20,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 21,989,565 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,329,611 千円並びに過年度分及び当年度分損益勘定留保資金 20,659,954 千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款	下水道事業資本的収入	33,478,635 千円
第1項	企業債	26,094,000 千円
第2項	一般会計出資金	266,338 千円
第3項	国庫補助金	6,000,000 千円
第4項	負債担保金	114,111 千円
第5項	寄附金	10 千円
第6項	水洗便所等貸付事業収入	30 千円
第7項	基金繰入金	999,000 千円
第8項	固定資産売却代金	5,136 千円
第9項	投資収入	10 千円

支 出

第1款	下水道事業資本的支出	55,468,200 千円
第1項	建設改良費	22,222,162 千円
第2項	企業債償還金	31,131,730 千円
第3項	水洗便所等貸付事業費	30 千円
第4項	投資	2,104,278 千円
第5項	予備費	10,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度
令和4年度 土地借上料	令和5年度から 令和6年度まで	9,138 千円
令和4年度 入江崎余熱利用プール 管理運営委託経費	令和4年度から 令和9年度まで	779,040 千円
令和4年度 下水道アセットマネジメント 関連経費	令和4年度から 令和5年度まで	53,825 千円
令和4年度 下水道管渠維持管理業務関連経費	令 和 5 年 度	532,832 千円
令和4年度 私道共同排水設備修繕工事助成金	令 和 5 年 度	10,000 千円
令和4年度 公共下水道建設事業費	令和5年度から 令和8年度まで	17,205,193 千円
令和4年度 財務会計システム再構築関連経費	令和4年度から 令和5年度まで	1,595 千円
「水洗便所改造等資金融資あっせん」 に伴う金融機関に対する損失補償	令和4年度から 債務消滅時まで	123 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
1 公共下水道整備事業	千円 15,211,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進捗よくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から40 か年以内(据置期間を含む。)に償還する。ただし、企業財政上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができ。
2 借換債	10,883,000	銀行その他から普通貸借または証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。起債の時期は当該年度とする。	同 上	借入れの日から25 か年以内(据置期間を含む。)に償還する。ただし、企業財政上の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができ。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、24,000,000千円と定める。

(予定支出の各項目の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項目の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 3,980,833千円  
(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業助成及び雨水処理費等に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、12,190,627千円である。

令和4年2月14日提出

川崎市長 福田 紀彦

令和4年度 川崎市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度川崎市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水戸数 774,250戸
- (2) 年間総配水量 182,646,000 m<sup>3</sup>
- (3) 1日平均配水量 500,400 m<sup>3</sup>
- (4) 主要な建設改良事業

- ア 配水施設費 4,171,217千円
- イ 耐震管路等整備事業 10,392,096千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

- 第1款 水道事業収益 35,665,798千円
- 第1項 営業収益 31,677,982千円
- 第2項 営業外収益 3,983,127千円
- 第3項 特別利益 4,689千円

支出

- 第1款 水道事業費用 33,890,810千円
- 第1項 営業費用 32,954,972千円
- 第2項 営業外費用 917,065千円
- 第3項 特別損失 8,773千円
- 第4項 予備費 10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 12,539,727 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,102,035 千円並びに過年度分損益勘定留保資金 11,437,692 千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 水道事業	資本的収入	7,154,483 千円
第1項 企業補助金	債 債	6,448,000 千円
第2項 補助金	金	411,616 千円
第3項 負担金	金	294,857 千円
第4項 固定資産売却代金	金	10 千円

支 出

第1款 水道事業	資本的支出	19,694,210 千円
第1項 建設改良費	費	16,121,502 千円
第2項 企業債償還金	金	3,567,612 千円
第3項 補助金返還金	金	96 千円
第4項 予備費	費	5,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度
令和4年度 原・浄・配水施設関連経費	令和5年度から 令和7年度まで	2,944,985 千円
令和4年度 耐震管路等整備事業関連経費	令和5年度から 令和7年度まで	10,612,196 千円
令和4年度 川崎縦貫道路 関連施設整備事業関連経費	令 和 5 年 度	88,197 千円
令和4年度 土地借上料	令和5年度から 令和8年度まで	4,332 千円
令和4年度 上下水道 お落さまセンター運営関連経費	令和5年度から 令和9年度まで	1,542,420 千円
令和4年度 メーター修繕関連経費	令 和 5 年 度	102,250 千円
令和4年度 財務会計システム再構築関連経費	令和4年度から 令和5年度まで	2,180 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道浄水 1 施設等 整備事業	千円 294,000	政府資金、銀行その他 から普通貸付または 証券発行(他の地方公 共団体との共同発行 を含む。)による。起 債の時期は当該年度 とする。ただし、事業 進ちよくまたは財政 その他の都合により、 全部または一部を翌 年度へ繰越して起債 することができる。	年5.0%以内 ただし、利率 見直し方式で 借り入れる資 金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 年度における 利率とする。	借入れの日から 40 か年以内(据 置期間を含む。) に償還する。た だし、企業財政 の都合により繰 上償還、償還年 限の短縮または 本議決の範囲内 で償還すること ができる。
2 耐震管路等 整備事業	6,146,000	政府資金、銀行その他 から普通貸付または 証券発行(他の地方公 共団体との共同発行 を含む。)による。起 債の時期は当該年度 とする。ただし、事業 進ちよくまたは財政 その他の都合により、 全部または一部を翌 年度へ繰越して起債 することができる。	年5.0%以内 ただし、利率 見直し方式で 借り入れる資 金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 年度における 利率とする。	借入れの日から 40 か年以内(据 置期間を含む。) に償還する。た だし、企業財政 の都合により繰 上償還、償還年 限の短縮または 本議決の範囲内 で償還すること ができる。
3 川崎縦貫道路 関連施設設 整備事業	8,000	政府資金、銀行その他 から普通貸付または 証券発行(他の地方公 共団体との共同発行 を含む。)による。起 債の時期は当該年度 とする。ただし、事業 進ちよくまたは財政 その他の都合により、 全部または一部を翌 年度へ繰越して起債 することができる。	年5.0%以内 ただし、利率 見直し方式で 借り入れる資 金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 年度における 利率とする。	借入れの日から 40 か年以内(据 置期間を含む。) に償還する。た だし、企業財政 の都合により繰 上償還、償還年 限の短縮または 本議決の範囲内 で償還すること ができる。

令和4年度 川崎市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度川崎市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水事業所数 58社 78工場
- (2) 年間総契約水量 188,146,550 m<sup>3</sup>
- (3) 1日当たり契約水量 515,470 m<sup>3</sup>
- (4) 主要な建設改良事業

ア 原水施設費 281,098千円

イ 配水施設費 901,234千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

- 第1款 工業用水道事業収益 7,884,457千円
- 第1項 営業収益 7,711,179千円
- 第2項 営業外収益 173,258千円
- 第3項 特別利益 20千円

支出

- 第1款 工業用水道事業費用 7,456,268千円
- 第1項 営業費用 7,290,293千円
- 第2項 営業外費用 155,965千円
- 第3項 特別損失 10千円
- 第4項 予備費 10,000千円

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 5,485,174千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、162,612千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、450,000千円と定める。

令和4年2月14日提出

川崎市長 福田紀彦

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,426,524千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額136,405千円、減債積立金639,749千円並びに過年度分根益勘定留保資金650,370千円で補てんするものとする。)

入

第1款	工業用水道事業	785,651千円
第1項	資本的収入	627,000千円
第2項	企業補助金	158,641千円
第3項	固定資産売却代金	10千円

出

第1款	工業用水道事業	2,212,175千円
第1項	資本的支出	1,567,426千円
第2項	建設改良費	639,749千円
第3項	企業債償還準備費	5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
令和4年度 原・浄・配水施設関連経費	令和5年度から 令和7年度まで	2,381,347千円
令和4年度 土地借上料	令和5年度から 令和6年度まで	252千円
令和4年度 生田浄水場 運転監視・保守点検関連経費	令和5年度から 令和9年度まで	1,993,310千円
令和4年度 財務会計システム再構築関連経費	令和4年度から 令和5年度まで	315千円
令和4年度 自動検針 情報管理システム関連経費	令和4年度から 令和5年度まで	172,292千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道 1 浄水施設等 整備事業	千円 162,000	政府資金、銀行その他 から普通貸借または 証券発行(他の地方公 共団体との共同発行 を含む。)による。起 債の時期は当該年度 とす。ただし、事業 進ちよくまたは財政 その他の都合により、 全部または一部を翌 年度へ繰越して起債 することができる。	年5.0%以内 ただし、利率 見直し方式で 借り入れる資 金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 年度における 利率とする。	借入れの日から 40か月以内(据 置期間を含む) に償還する。た だし、企業財政 の都合により繰 上償還、償還年 限の短縮または 本議決の範囲内 で借換えるこ とができる。
工業用水道 2 配水施設等 整備事業	465,000	政府資金、銀行その他 から普通貸借または 証券発行(他の地方公 共団体との共同発行 を含む。)による。起 債の時期は当該年度 とす。ただし、事業 進ちよくまたは財政 その他の都合により、 全部または一部を翌 年度へ繰越して起債 することができる。	年5.0%以内 ただし、利率 見直し方式で 借り入れる資 金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 年度における 利率とする。	借入れの日から 40か月以内(据 置期間を含む) に償還する。た だし、企業財政 の都合により繰 上償還、償還年 限の短縮または 本議決の範囲内 で借換えるこ とができる。

令和4年度川崎市自動車運送事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度川崎市自動車運送事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(項 目)	(乗 合)	(貸 切)
(1) 車 両 数	312 両	5 両
(2) 年 間 走 行 キ ロ	11,239 千km	22 千km
(3) 年 間 輸 送 人 員	40,774 千人	160 千人
(4) 1 日 平 均 輸 送 人 員	111,710 人	438 人
(5) 主要な建設改良事業		

ア 運輸安全マネジメント推進事業	53,659 千円
イ 乗合自動車購入費	564,080 千円
ウ 営業所建替整備事業	358,427 千円
エ パス運行情報提供事業	18,301 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第1款 自動車運送事業収益	9,348,964 千円
第1項 営業収益	7,945,290 千円
第2項 営業外収益	1,402,674 千円
第3項 特別利益	1,000 千円

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 709,691千円  
(他会計からの補助金)

第10条 工業用水道事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、167,941千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、9,000千円と定める。

令和4年2月14日提出

川崎市長 福田紀彦

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
自動車運送事業	千円 866,000	政府資金、銀行その他から普通貸付または証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進捗または財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越し、繰越して起債することができる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れたる資金については、利率の見直しを行った後において、当該年度における利率とする。	借入れの日から30か月以内(償還期間を含む。)に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えることができる。
借換	千円 37,000	銀行その他から普通貸付または証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。起債の時期は当該年度とする。	同上	借入れの日から10か月以内(償還期間を含む。)に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる。次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

支 出

第1款 自動車運送事業費用	9,846,758千円
第1項 営業費用	9,558,723千円
第2項 営業外費用	276,635千円
第3項 特別損失	1,500千円
第4項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額670,812千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額99,304千円で補填し、なお不足する額571,508千円は一時借入金で措置するものとする。)

収 入

第1款 自動車運送事業資本的収入	1,100,247千円
第1項 企業債	903,000千円
第2項 国庫補助金	35,386千円
第3項 県交付金	4,495千円
第4項 一般会計補助金	157,365千円

支 出

第1款 自動車運送事業資本的支出	1,771,059千円
第1項 建設改良費	1,086,732千円
第2項 企業債償還金	469,830千円
第3項 投資	204,497千円
第4項 予備費	10,000千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

(1) 職員給与費 4,918,308千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、897,966千円である。

令和4年2月14日提出

川崎市長 福田紀彦

令和3年度川崎市一般会計補正予算

令和3年度川崎市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17,649,122千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ911,370,986千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 既定の繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 既定の地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

令和4年2月14日提出

川崎市長 福田紀彦

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入	款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 市 税		1 市 民 税	345,890,359	15,412,673	360,803,032
		2 固 定 資 産 税	175,842,811	12,291,242	188,134,053
		4 市 た ば こ 税	124,086,481	2,683,468	126,769,949
			8,838,851	437,963	9,276,814
4 配 当 割 交 付 金		1 配 当 割 交 付 金	1,267,422	391,180	1,658,602
			1,267,422	391,180	1,658,602
7 法 人 事 業 税 交 付 金		1 法 人 事 業 税 交 付 金	2,272,085	751,165	3,023,250
			2,272,085	751,165	3,023,250
13 地 方 交 付 税		1 地 方 交 付 税	1,105,444	2,435,744	3,541,188
			1,105,444	2,435,744	3,541,188
17 国 庫 支 出 金		1 国 庫 負 担 金	218,804,200	2,950,551	221,754,751
		2 国 庫 補 助 金	130,663,139	468,086	131,131,227
18 県 支 出 金		1 県 負 担 金	87,664,618	2,482,463	90,147,081
		2 県 補 助 金	37,273,237	565,809	37,839,046
20 寄 附 金		1 寄 附 金	26,253,485	205,539	26,459,024
			7,655,001	360,270	8,015,271
21 繰 入 金		1 寄 附 金	1,132,719	15,000	1,147,719
			1,132,719	15,000	1,147,719
23 諸 収 入		1 基 金 繰 入 金	99,713,370	△15,700,000	84,013,370
		4 収 益 事 業 収 入	96,725,207	△15,700,000	81,025,207
24 市 債		1 基 金 繰 入 金	34,332,544	510,000	34,842,544
		4 収 益 事 業 収 入	3,801,276	510,000	4,311,276
歳 入	合 計	1 市 債	70,259,000	10,317,000	80,576,000
			70,259,000	10,317,000	80,576,000
	歳 入	合 計	893,721,874	17,649,122	911,370,996

歳出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 議会費	1 議会費	1,669,769	△ 7,178	1,662,591
	2 総務費	1,669,769	△ 7,178	1,662,591
3 市民文化費	1 職員管理費	62,439,339	△ 499,938	61,939,401
	2 総務管理費	32,705,630	△ 422,713	32,282,917
	6 選挙費	18,522,750	53,788	18,576,538
		1,416,981	△ 131,013	1,285,968
4 こども未来費	1 市民文化費	9,298,056	237,686	9,535,742
		9,298,056	237,686	9,535,742
5 健康福祉費	1 こども青少年費	148,900,178	2,699,176	151,599,354
		66,969,613	2,699,176	69,668,789
		213,593,499	2,936,899	216,530,398
6 環境費	1 健康福祉費	37,342,390	1,584,081	38,926,471
	5 障害者福祉費	50,734,725	822,163	51,556,888
	7 公衆衛生費	36,845,847	530,655	37,376,502
8 建設緑政費	環境費	30,267,058	13,849	30,280,907
		2,511,951	35,822	2,547,773
11 区役所費	5 施設費	12,906,312	△ 21,973	12,884,339
		25,704,555	1,509,856	27,214,411
12 消費費	2 道路橋りょう費	10,178,871	326,836	10,505,707
	3 街路事業費	6,598,427	1,019,020	7,617,447
	8 公園費	1,381,768	164,000	1,545,768
		18,692,043	11,764	18,703,807
13 教育費	2 戸籍住民基本台帳費	5,430,063	11,764	5,441,827
	1 消費費	17,373,765	△ 82,195	17,291,570
	1 消費費	17,373,765	△ 82,195	17,291,570
	1 教育総務費	109,588,612	10,829,203	120,417,815
		37,711,102	△ 450,064	37,261,038

補正前の額	補正額	計
11,921,654 千円	81,283 千円	12,002,937 千円
10,853,459	11,197,984	22,051,443
893,721,874	17,649,122	911,370,996

款	項
7	体育保健費
	教育施設費
8	教育施設費
歳出	合計

第2表 繰越 明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
2 総務費	2 総務管理費	庁舎維持管理事業	千円 82,750
		本庁舎等建設事業	40,505
	3 危機管理費	公共建築物長寿命化対策事業	789,352
		防災行政無線設備整備事業	84,690
4 こども未来費	4 臨海部国際戦略費	サボトーリエア整備推進事業	92,875
		交通ネットワーク形成推進事業	27,934
4 こども未来費	小計		1,068,106
		1 こども青少年費	36,146
4 こども未来費	小計	医療費等助成事業	4,411
		子育て世帯への臨時特別給付金事業	1,592,287
2 こども支援費	小計	青少年施設整備事業	21,097
		児童福祉施設整備事業	1,221
2 こども支援費	小計	民間保育所整備事業	211,361
		公立保育所民営化事業	2,098
5 健康福祉費	小計		1,868,621
		1 健康福祉費	15,925,685
		2 福祉事業費	133,393
		4 老人福祉費	2,290
5 健康福祉費	小計	福祉人材確保支援事業	38,634
		地域密着型サービス推進事業	722,120
		民間特別養護老人ホーム等整備事業	24,597
		高齢者施設等防災・減災対策推進事業	2,264,157
7 公衆衛生費	小計	予防接種事業	320,058
		12 施設整備費	29,736
		衛生施設整備事業	146,108
		社会福祉施設再編整備事業	15,000
7 公衆衛生費	小計	障害者通所施設等整備事業	102,683
		授産学園再編整備事業	
		授産学園再編整備事業	
		授産学園再編整備事業	

款	項	事業名	金額	
6 環境	1 小 環境管理費	エコオオイス推進事業	19,724,461	
		中小規模事業者工口化支援事業	861,582	
	5 施設	廃棄物処理施設等整備事業	6,870	
			60,724	
	8 建設	2 小 道路橋りょう費	安全施設整備事業	929,176
			道路整備事業	670,049
		3 街路事業費	橋りょう架設改良事業	738,129
			自転車対策事業	1,737,198
		5 河川整備費	街路事業	89,038
			連続立体交差事業	2,773,728
7 自然保護対策費		河川整備備蓄事業	1,121,894	
		自然保護対策事業	2,317,278	
8 公園費		公園緑地施設事業	513,922	
		多摩川施策推進事業	208,013	
9 港湾	1 小 港湾管理費	多摩川施策推進事業	30,964	
			10,200,213	
	2 港湾建設費	港湾維持管理事業	7,305	
		浮島埋立事業	28,847	
	小 港湾管理費	港湾改良事業	28,847	
		港湾改良事業	1,493,874	
	10 まちづくり	小 まちづくり管理費	港湾改良事業	457,338
			港湾工事負担金	4,000,000
	10 まちづくり	小 まちづくり管理費		5,987,364
			木材利用促進事業	2,500
路線バス走行環境改善事業			9,944	
京急川崎駅周辺地区市街地整備促進事業			8,600	
小杉駅周辺地区再開発等事業			20,900	
5 住宅	住宅関連施設維持管理費	登戸地区土地区画整理事業	2,039,005	
			9,468	

款		項	事業名	金額
11 区	役所費	1 区政振興費	市営住宅修繕維持事業	14,322 千円
			区役所施設整備事業	2,104,739
			区政総務道路維持補修事業	926
			区政総務公園緑地維持管理事業	273,984
			川崎区道路維持補修事業	249,361
			高津区道路維持補修事業	34,020
			高津区水路整備事業	14,945
			宮前区水路整備事業	37,790
			多摩区道路維持補修事業	5,000
			多摩区水路整備事業	98,000
			麻生区道路維持補修事業	51,678
12 消防	費	2 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳事業	10,000
			情報環境整備事業	11,764
			救急需要等対策事業	787,468
			消防団施設等整備事業	1,831
				20,000
				40,982
				62,813
				108,433
				129,836
				19,893
				81,283
13 教育	費	1 社会保健施設費	総合教育センター等施設設備改修事業	12,424,013
			橋樹宮衙遺断群保存整備・活用事業	500,170
			日本民家園施設整備事業	111,333
			新型コロナウイルス感染症対策事業(学校用品)	13,374,961
			義務教育施設整備事業	56,107,922
			高等学校施設整備事業	
			社会教育施設整備事業	
			小計	
合計				

2 変 更

款	項
4 こ ども 未 来 費	2 こ ども 支 援 費

事 業 名	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	補 正 後 の 額 千円
公 立 保 育 所 整 備 事 業	552,740	50,166	602,906

繰 越 明 許 費	総 合 計
	56,755,423

	56,755,423
--	------------

第3表 債務負担行為補正

1 追加	事項	項目	期間	期限	限度額
	堤根処理センター整備計画策定等支援業務委託経費		令和4年度から令和5年度まで		千円 35,674

2 変更

事項	補正		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
環境配慮技術導入事業費(E.S.C.O事業) (その2)	令和4年度から令和8年度まで	千円 65,488	令和4年度から令和9年度まで	千円 65,488

令和3年度川崎市競輪事業特別会計補正予算

令和3年度川崎市の競輪事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,986,770千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,076,290千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

第4表 地方債補正

記債の目的	限度額		補正後の額	
	補正前の額	補正額	補正後の額	千円
道路整備事業	千円 2,648,000	千円 262,000	千円 2,910,000	千円 2,910,000
街路事業	千円 2,903,000	千円 471,000	千円 3,374,000	千円 3,374,000
公園緑地施設整備事業	千円 317,000	千円 101,000	千円 418,000	千円 418,000
義務教育施設整備事業	千円 3,484,000	千円 9,483,000	千円 12,967,000	千円 12,967,000
合 計	千円 9,352,000	千円 10,317,000	千円 19,669,000	千円 19,669,000
地方債総計	千円 70,259,000	千円 10,317,000	千円 80,576,000	千円 80,576,000

令和4年2月14日提出

川崎市長 福田紀彦

競輪事業特別会計

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

競輪事業特別会計

歳 入

款	項
1 競輪事業収入	
歳入	1 事業収入
	合計

補正前の額	補正額	計
21,541,751	4,986,770	26,528,521
21,541,751	4,986,770	26,528,521
22,089,520	4,986,770	27,076,290

歳 出

款	項
1 競輪事業費	
2 諸支出金	2 競輪開催費
歳出	1 繰出金
	合計

補正前の額	補正額	計
21,118,915	4,476,770	25,595,685
20,598,020	4,476,770	25,074,790
830,001	510,000	1,340,001
830,000	510,000	1,340,000
22,089,520	4,986,770	27,076,290

競輪事業特別会計

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 競輪事業費	3 競輪場整備費	競輪場整備事業	88,993 千円

令和3年度川崎市卸売市場事業特別会計補正予算

令和3年度川崎市の卸売市場事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

令和4年2月14日提出

川崎市長 福田紀彦

卸売市場事業特別会計

第 1 表 繰 越 明 許 費

款	項	事 業 名	金 額
1 卸売市場事業費	2 施設整備費	北部市場施設整備事業	114,824 千円
		南部市場施設整備事業	50,165
合	計		164,989

令和3年度川崎市国民健康保険事業特別会計補正予算

令和3年度川崎市の国民健康保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,386,392千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 123,390,132千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年 2月14日提出

川崎市長 福田 紀彦